

事業事前評価表
国際協力機構東南アジア・大洋州部東南アジア第五課

1. 基本情報

国名：フィリピン共和国（フィリピン）

案件名：人材育成奨学計画

The Project for Human Resource Development Scholarship

G/A 締結日：2018年6月25日

2. 事業の背景と必要性

（1）当該国における中核人材育成分野の開発の現状・課題及び本事業の位置付け

フィリピンにおいては、各開発課題を取り扱う政府機関及び関係省庁の職員・組織・制度・財政のキャパシティが、取り組むべき課題に比して総じて不足しているという現状がある。したがって、いずれの援助重点分野においても、行政能力の向上と制度構築が最大の課題であり、本邦大学院への留学による行政官の育成が期待されている。

「人材育成奨学計画」（以下、「本事業」という。）は、フィリピンの開発政策の以下の重点項目に関連する行政官の育成を、特に支援するものである。

1）持続的経済成長のための公共政策・科学技術（行財政能力向上、産業振興、交通インフラ整備にかかる能力向上）

フィリピン政府は「フィリピン開発計画（2017-2022）」において、年平均7～8%のGDP成長率を実現し、2022年までの中所得国入りを目指すという具体的な達成目標を定めており、その施策として、安定性、包摂性、競争性、強靱性を備えた行財政運営、内外の投資促進に向けた産業振興、交通を中心としたインフラ整備等の重要性が強調されている。これらの政策の下、同分野の政策・制度を立案・運用する人材の育成が急がれることから、本事業はその支援として位置付けられる。

2）脆弱性の克服と生活・生産基盤の安定（災害リスク軽減・防災、環境管理、地方インフラ開発）

前述の「フィリピン開発計画（2017-2022）」において、自然災害に係るリスクに対する脆弱性の低減や安全かつ安心な地域社会の構築が主要施策の一つとして掲げている。洪水ほか気象リスク、地震、津波、火山災害などの様々な災害への対応、安全かつ安心な地域社会の環境整備に向けて、同分野の計画策定能力・実施能力の向上が求められており、本事業はその支援として位置付けられる。

（2）中核人材育成分野に対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置付け

我が国の対フィリピン国別開発協力方針（2012年4月）における重点目標として、「投資促進を通じた持続的経済成長」及び「脆弱性の克服と生活・生産基盤の安定」等が定められている。具体的には投資環境整備プログラムと災害リスク軽減・管理プログラム等を支援することとされており、本事業はこれら方針及び分析に合致する。

また、「対フィリピン共和国 JICA 国別分析ペーパー」（2014年11月）において、「投資促進を通じた持続的経済成長」及び「脆弱性の克服」等が重点分野とされている。またフィリピン政府の政策理念と実施能力に乖離がある点が指摘されており、同分野において中核となる行政官の育成が急務となっている。

（3）他の援助機関の対応

フィリピンにおいて類似事業を実施する主なドナーとして、米国、オーストラリアが挙げられる。特に米国は産業振興分野における高等教育支援を実施している。

3. 事業概要

（1）事業目的

フィリピンの政府の中枢において活躍し得る若手行政官等が本邦大学院において学位（修士・博士）を取得することを支援することにより、当国の開発課題解決のための人材の育成及び我が国と当国政府との人的ネットワークの構築を図り、もって当国の開発課題の解決及び人材面からの二国間関係の強化に寄与するもの。

（2）プロジェクトサイト／対象地域名

該当なし。

（3）事業内容

本事業は、中央政府の若手行政官等を対象に最大22名（修士課程20名、博士課程2名）の留学生が、本邦大学院において、フィリピンにおける優先開発課題の分野での知識の習得を目的として留学するのに対して、必要な経費を支援するもの。また、優先課題へより具体的に対応するべく4期分の計画を事前に策定し、同一大学にてより戦略的・効果的な受入を同期間継続的に実施する。なお、本年はその第1年次事業として実施するものである。

（4）総事業費

325百万円（概算協力額（日本側）：325百万円、フィリピン側：0円）

（5）事業実施期間

2018年7月～2023年3月を予定（計57カ月）。

（6）事業実施体制

本事業の円滑な実施のために、フィリピンにおいて運営委員会を設置する。運営委員会は、以下のとおり、フィリピン政府関係者及び日本側関係者で構成

し、次年度の方針に係る協議への参加や留学生最終候補者の決定等を主に行う。
運営委員会の構成：国家経済開発庁、公務員委員会、外務省、在フィリピン日本国大使館、JICA フィリピン事務所

(7) 他事業、他援助機関等との連携・役割分担

- 1) 我が国の援助活動：特になし。
- 2) 他援助機関等の援助活動：特になし。

(8) 環境社会配慮・貧困削減・社会開発

1) 環境社会配慮

① カテゴリ分類：C

② カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月公布）上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

2) 横断的事項：特になし。

3) ジェンダー分類：(GI) ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件

<活動内容/分類理由>本事業において、ジェンダー主流化のための直接の活動は予定されていないが、女性行政官の人材育成ニーズを踏まえた支援の検討を行う。

(9) その他特記事項

特になし。

4. 事業効果

(1) 定量的効果

指標名	基準値（2018年）	目標値（2024年）
留学する学生数（人）： 修士	0	20
留学する学生数（人）： 博士 ¹	0	2
留学生の学位取得率 （%） ²	0	95

(2) 定性的効果

- ・ 本計画の実施により、若手行政官等が我が国において学位（修士・博士）を取得し、各対象分野の課題解決に資する専門知識等を習得する。
- ・ これら若手行政官等が帰国後、課題解決のための計画策定、政策立案に貢献

¹ 博士課程については、原則として過去に本事業で修士学位を取得したものの中から複合的な条件に合致する人材がいる場合のみ受け入れる。

² 学位取得率については、4期分の計画（3.（3）事業内容参照）全体における目標値とする。また、「5.（2）外部条件」に記載する外部条件が得られないことにより達成できなかった事例については母数に含めない。

し、所属組織等においてリーダーシップを発揮することで、当該組織が機能強化される。

- ・ 留学生受入れによる、二国間の相互理解及び友好親善関係の構築、受入れ大学等の国際競争力の強化、国際的な知的ネットワークの強化に資する。

5. 前提条件・外部条件

(1) 前提条件

特になし。

(2) 外部条件

- 1) 留学生本人が病気や事故等のトラブルに遭わない。
- 2) 留学生が帰国後に所属先を離職しない。

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

過去の人材育成奨学計画において、訪日留学生選定の対象省庁が少ないために優秀な留学生の確保が十分とはいえない例もあり、対象省庁を拡大するなどして、帰国後の活躍がより見込まれる優秀な留学生候補を選定できるよう工夫する。

7. 評価結果

本事業は、フィリピンの開発課題・開発政策並びに我が国及び JICA の協力方針・分析に合致し、若手行政官等の本邦大学院における学位取得を支援することを通じ、フィリピンの開発課題解決のための中核人材の育成及び二国間の人的ネットワークの構築に資するものであり、SDGs ゴール 4「万人の包摂的で衡平な質の高い教育の確保、生涯学習の機会の促進」、8「持続的、包摂的で持続可能な経済成長と、万人の生産的な雇用と働きがいのある仕事の促進」及び 11「包摂的、安全、強靱で、持続可能な都市と人間居住の構築」に貢献することから、事業の実施を支援する必要性は高い。

8. 今後のモニタリング計画

(1) 今後の評価に用いる指標

4. のとおり。

(2) 今後のモニタリング取りまとめ時期

4. (1) に記載の目標年。ただし、定性的効果については、4 年に一度調査を行い、取りまとめる。

以 上